

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省27-

別紙1

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策				担当部局名	ダイオキシン対策室 農薬環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)			
施策の概要	ダイオキシン類について、総排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について農薬の使用に伴い水産動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験に基づき速やかに水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準を設定する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全				
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準が未設定の農薬有効成分について速やかに基準を設定する。				目標設定の考え方・根拠	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)	政策評価実施予定時期	平成28年6月		
測定指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
1 ダイオキシン類排出総量 (g-TEQ/年)	-	176	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年))
		当面の間	136~138	128~130	集計中					
測定指標	基準	目標	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
2 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数(累計)	-	559	246	310	359	436	486	536	559	農業取締法に基づく水産動植物の被害防止に係る農業登録保留基準の迅速かつ的確な設定により農薬の環境リスクの低減に資することができるため、農業登録保留基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。なお、目標年度は生物多様性国家戦略2012-2020及び環境基本計画において平成32年度までにすべての農薬有効成分について登録保留基準を設定することを掲げており農業登録保留基準の審議に時間を要することから平成30年度までとしている。
		H30年度	260	309	386					
測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠							
3 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	100%	-	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。							
達成手段(開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号
	24年度	25年度	26年度	27年度						
(1) 農業登録保留基準等設定費(平成17年度)	104 (90)	94 (79)	102 (86)	97	2	<達成手段の概要> ・農業登録保留基準を設定する農薬について毒性文献データの収集及び評価資料の作成 <達成手段の目標(27年度)> ・農業登録保留基準設定及び設定不要と評価した農薬の有効成分数累計:436 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・農業登録保留基準は、農薬の毒性評価に基づき設定するものであり、毒性文献データを収集し最新の知見に基づくことが重要である。				141

ダイオキシン類総合対策 (2) 費 (平成12年度)	80 (63)	73 (56)	67 (67)	54	①ダイオキシン類対策環境情報調査(平成17年度) ②POPs条約に基づくダイオキシン類非意図的生成物に係るBAT/BEP推進事業(平成18年度) <達成手段の概要> ①ダイオキシン類対策特別措置法施行状況、常時監視結果、排出量データのとりまとめ ①ダイオキシン類分析機関の精度管理に係る審査を実施 ②POPs条約BAT/BEPガイドライン改訂委員会の動向把握、情報収集、情報提供等を実施 <達成手段の目標(27年度)> ①ダイオキシンの排出実態等を正確に把握 ②今年度の委員会の活動内容等の情報収集 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ①排出実態等を把握することで、目標達成に向けた効果的な対策の検討を行うことができる。 ①極微量分析にともなう精度管理が要求されるダイオキシン類分析において分析機関の精度管理水準の維持・向上に寄与する。 ②非意図的生成POPsの排出抑制等のリスク削減につながる情報等の取得により、我が国でのBAT/BEP利用促進によるダイオキシン類などの非意図的生成物質の削減に貢献する。<達成手段の概要> ・臭素系ダイオキシン類等の排出可能性がある施設からの排出量、周辺一般環境での汚染状況等を測定・データを蓄積	142
施策の予算額・執行額	104 (90)	94 (79)	102 (86)	97	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの) ・生物多様性国家2012-2020(平成24年9月28日閣議決定) 第3部生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画 第6節田園地域・里地里山 1生物多様性保全をより重視した農業生産の推進 ・環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) 第2部今後の環境政策の具体的な展開 第1章重点分野ごとの環境政策の展開 第9節包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	

